

岐阜県公報

第 五 百 七 十 一 号
令 和 七 年 三 月 十 一 日

(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森林保全課) 八五
(道路維持課) 八六

公 示

土地改良事業計画の変更認可

(農地整備課) 八六

告 示

岐阜県告示第四百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町上田字水呑場三五二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	中津川市坂下字成栗四六五三番二地先から同市西高辺二八一五番一地先まで	前	七・二 二五・二	七〇・六	
			後	一三・二 六・九	七〇・六	

岐阜県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	芋島線	各務原市成清町四丁目三八番地先から	前	五・〇 五・一	三・一	

鷺沼	同市同町四丁目四〇番地先まで	後	五・〇 一六・二	三・一	
----	----------------	---	-------------	-----	--

岐阜県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字スリ岩一七六番三八地先から同市同町同字同一七六番四五地先まで	前	七・五 二三・六	三・七	
			後	八・九 七・六	三・七	

公 示

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
金谷井水土地改良区	金谷井水土地改良区	令和七・二・一九

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和七年三月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
桑原輪中土地改良区	桑原輪中土地改良区	令和七・二・二五

令和七年三月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社